

第2次

豊橋市 市民協働推進計画

概要版

2016▶2020



豊橋市

計画策定の趣旨

豊橋市では、平成19年4月に「豊橋市市民協働推進条例」を施行、平成22年3月に「豊橋市市民協働推進計画」を策定し、市民と市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、まちづくりを行う市民協働によるまちづくりを推進してきました。

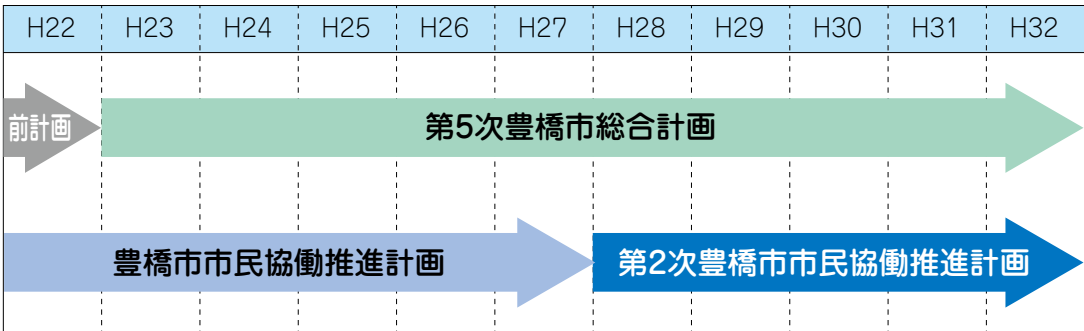
近年、個人の生活が尊重され、仕事や生活が多様化することで、住民の価値観やニーズは大きく変化中、地域コミュニティや市民活動団体、事業者など多様な主体による協働は、地域の課題解決や地域コミュニティの活性化を促し、地域力を向上させる原動力としてますます期待されています。

「第2次豊橋市市民協働推進計画」は、前計画での取り組み状況を踏まえ、より一層、計画的かつ効果的に市民協働によるまちづくりを推進するため、「豊橋市市民協働推進条例」に定める「基本理念」及び「市民・市の役割」、「基本施策」に基づき、前計画で定めた「市民協働における原則」や「4つの施策」を引き継ぐとともに、新たな重点項目を定め、今後5年間に市民と市が協力し取り組む施策の行動計画として策定するものです。

計画の位置付け・計画期間

この計画は、「豊橋市市民協働推進条例」に定める市民協働によるまちづくりを推進するため、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画として、市民と市が協力し取り組む施策の行動計画となるものです。

- 計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。
- 社会情勢や進捗状況など必要に応じて計画の見直しを行っていきます。



基本理念

市民及び市が互いの役割を理解し、
対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、
協力してまちづくりに取り組むこと



市民協働における原則

(1)相互理解

互いに違いがあることを認識しながら、情報を公開・共有して相互理解の促進と信頼関係を築く。

(2)目的・目標の共有

協働する目的や目指す目標、さらにその成果（評価）を互いに共有する。

(3)対等な関係

自主性・自立性を尊重しながら、互いの役割を認識し、対等な関係のもとに協働を進める。

役割分担

●市民の役割

公益的社会貢献活動への理解を深め、市民協働によるまちづくりの主体であることを自覚し、地域の一員として、住民自治組織での活動はもとより多様な形で公益的社会貢献活動に参加し、参画し、及び協力するよう努めるとともに、自らが行う公益的社会貢献活動が広く地域に理解されるよう努めるものとする。

●市の役割

市民協働によるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、公益的社会貢献活動の意義について広く啓発し、市民協働の推進に向けた意識の高揚を図るよう努めるものとする。

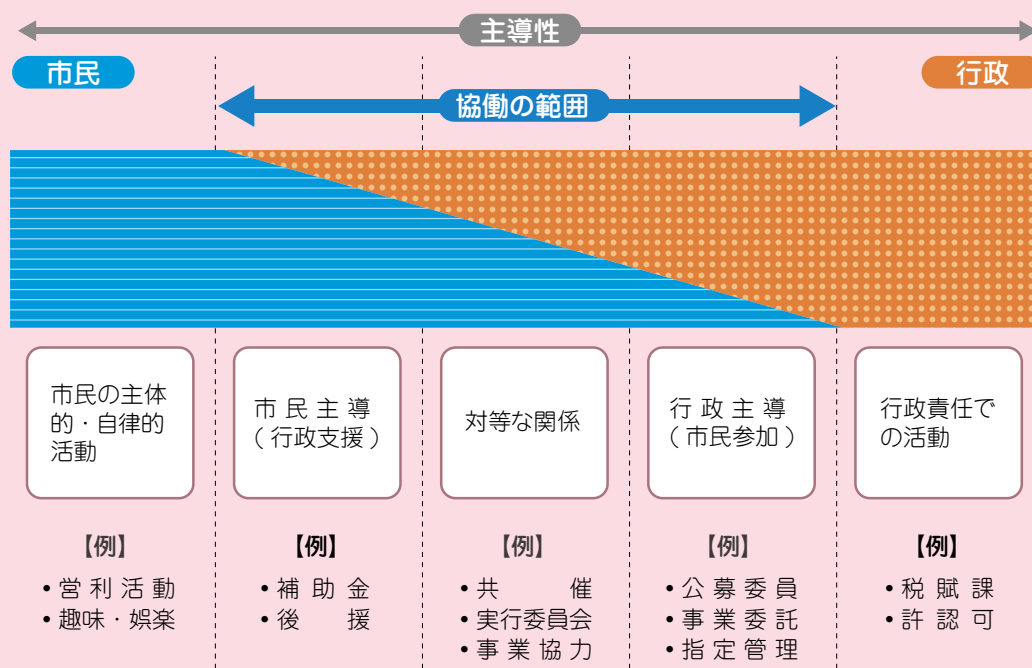
言葉の定義

- **市民協働** ----- 市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、より良いまちづくりを目指して、多種多様な取組を行うことをいいます。
- **市民** ----- 国籍にかかわらず市内に居住し、又は通勤若しくは通学をしている者（個人）、地域コミュニティ、市民活動団体など市内で公益的社会貢献活動を行う団体、及び市内で主として営利を目的とする事業を行う者（事業者）をいいます。
- **地域コミュニティ** ----- 住み良い地域社会を築くことを共通の目的として、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により地域のまちづくりを実践する集まりをいいます。
- **市民活動団体** ----- 特定非営利活動法人やボランティア活動団体など公益的社会貢献活動を行う団体で地域コミュニティ以外をいいます。
- **公益的社会貢献活動** ----- 市民が自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動であって営利を目的としないものをいいます。

「市民協働によるまちづくり」は、そこに住む市民一人ひとりが、自分が住んでいる地域や社会のことを考え、行動することから始まります。

- **市民一人ひとり**は、社会に関心を持ち、自らできることを考え、地域コミュニティ・市民活動団体・事業者の一員として、公益的社会貢献活動に参加する意識を持ち実践します。
- **地域コミュニティ**は、住み良い地域社会の実現に向け、地域住民が主体となって、生活に密着した活動を行います。
- **市民活動団体**は、主体的に公益的社会貢献活動を行い、活動の輪が広がるよう理解・参加を呼びかけます。
- **事業者**は、積極的に公益的社会貢献活動を行うとともに、専門知識や情報、人材や資金を提供するなど事業者の社会的責任を果たします。
- **市**は、公營的社会貢献活動の担い手の育成や、市民意見等を事業に反映できる仕組みなど市民協働を推進する環境整備を行うほか、情報を広く発信し、協働事業につなげます。

市民及び市による協働の形



「社会貢献活動を行うNPO等団体と豊橋市の協働マニュアル (平成16年6月)」
「豊橋市協働事例集 (平成25年3月)」より

計画の体系

基本理念

施策

重点項目

市民協働によるまちづくりの推進

市民及び市が互いの役割を理解し、対等な立場で、自主性・自立性をもって活動し、協力してまちづくりに取り組むこと

施策1 意識醸成と 人材育成

- (1)市民協働の大切さをよりわかりやすく市民に伝える取組みを強化します
- (2)活動の中心となる担い手育成として、若い世代への取組みを強化します

施策2 情報の共有

- (1)時代やニーズに適応した情報ツールを活用し、情報共有の拡充に努めます
- (2)市民活動団体や地域コミュニティ等が行政と意見交換・交流できる場を拡充します

施策3 協働事業の 促進

- (1)協働事業となるテーマや取組みを発信する仕組みを構築します
- (2)市民の活動や提案を協働事業につなげる庁内体制を整えます

施策4 市民活動への 支援

- (1)市民同士の協力・連携を促進し協働事業につなげる取組みを強化します
- (2)地域コミュニティの活性化のための仕組みを拡充します

施策1 意識醸成と人材育成

講座や体験などを活用し、あらゆる世代の市民の意識醸成に取り組むとともに、中心となり活躍する人材の育成に取り組みます。

- 重点項目(1)…… 市民協働の大切さをより分かりやすく市民に伝える取組みを強化します
- 重点項目(2)…… 活動の中心となる担い手育成として、若い世代への取組みを強化します

| 主な取組 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 市民向け「協働の手引き」の作成・配布 | 協働によるまちづくりを身近に感じられるよう、取組み事例などを用いて、市民によりわかりやすい「協働の手引き」を作成し、HPへ掲載するとともに、地域コミュニティや市民活動団体などへ配布します。 |
| NPO活動への体験参加の実施 | 市民が、実際に行われている市民活動の内容や活動する市民の想いを感じることができる体験参加型の取組みを実施します。 |
| 高校生・大学生向け講座の開催 | 「市民協働」の説明だけでなく、自治会やNPOの活動事例や同世代で活躍するボランティアグループ情報を周知する講座を実施し、次代の担い手を育成します。 |

施策2 情報の共有

身近なところで気軽に利用できる様々な情報媒体の活用や交流の場を設けることで、互いの情報を共有できる環境の充実に取り組みます。

- 重点項目(1)…… 時代やニーズに適応した情報ツールを活用し、情報共有の拡充に努めます
- 重点項目(2)…… 市民活動団体や地域コミュニティ等が行政と意見交換・交流できる場を拡充します

| 主な取組 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| どすごいネット等インターネットを活用した情報提供の充実 | 市の区域を越えた市民活動の情報の受発信を支援する「どすごいネット」と市民活動団体自らが情報発信するSNSとの連携や事業者のCSR情報の受発信を行います。 |
| 市民協働に向けた交流会の開催 | 市民活動団体・自治会・事業者・行政による意見交換・交流の場を設け、主体間の交流とネットワークを広げ、協働を進めます |
| 協働事業評価の実施 | 「協働事業」を評価するための「振り返りシート」を活用し、事業実施ごとにその成果及び課題を検証します。 |

施策3 協働事業の促進

課題解決のための提案や協力して進めることで効果を生む事業などを市民と市が積極的に提案し、協働事業へつなげる仕組みづくりに取り組みます。

- 重点項目(1)…… 協働事業となるテーマや取組みを発信する仕組みを構築します
- 重点項目(2)…… 市民の活動や提案を協働事業につなげる庁内体制を整えます

| 主な取組 | 内 容 |
|------------------------|---|
| 協働可能事業洗い出しと公開 | 市民協働として実施の可能性がある事業を洗い出し、HPに公開して市民からの企画提案や協働事業の実施につなげます。 |
| 市民協働推進補助事業の庁内サポート体制の充実 | 補助事業の実施にあたり、活動分野や事業目的などで共通する市の関係課をサポート課とし、助言や活動支援を行います。 |
| 新たな市民参画手法による懇談会の実施 | 市の政策に対して市民が自由に意見を語り合う懇談会の実施にあたり、新たな手法を用いて参加者を決定し実施します。 |

施策4 市民活動への支援

各主体同士の連携や、意欲を持つ市民のまちづくり活動への参加など市民主体のまちづくり活動が広がっていくための支援や、地域の中心施設である校区市民館を核とした地域コミュニティ活性化支援に取り組みます。

- 重点項目(1)…… 市民同士の協力・連携を促進し、協働事業につなげる取組みを強化します
- 重点項目(2)…… 地域コミュニティの活性化のための仕組みを拡充します

| 主な取組 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 個人ボランティアの活用推進 | スキルアップ講座の修了生などを市民活動に必要なスキルの習得者とし、必要とする市民活動団体や地域コミュニティなどとのマッチングを行います。 |
| 市民館を活用した地域コミュニティ活性化事業の実施 | 地域コミュニティ活性化のため、庁内各サポート課やNPO・事業者と連携し、市民館を活用した市民との協働事業の実施を推進します。 |
| 市民協働推進補助金の交付 | 公益的社会貢献活動を資金面で応援するため、新たな補助メニューを検討し、効果的な支援を行います。 |

計画の推進に向けて

各施策に基づく取組みについて、年1回を基本に進捗管理を行い、庁内推進組織だけでなく協働相手である市民に対しても計画の進捗結果を公開し、事業にフィードバックします。

実施した協働事業については、市民と市がそれぞれの視点から、事業の進め方や成果についてチェックする「振り返りシート」を用いて評価を行い、成果及び課題を検証することで翌年度の事業改善につなげます。

また、事業の実施過程で得た、協働のノウハウを積み重ね、市民と市が共有し、新たな協働事業への取組みに活用していきます。

指標・目標値一覧

| | 指標 | 現状 | 目標 |
|----------------------|--------------------------------|----------------|----------------|
| 施策1 意識醸成と 人材育成 | 市民協働によるまちづくりの必要認識度 (市民意識調査) | 50.1% (H26) | 70% (H32) |
| | まちづくり活動への参加率 (市民意識調査) | 43.0% (H26) | 60% (H32) |
| 施策2 情報の共有 | 市民協働に向けた交流会参加者数 | 69人 (H26) | 460人 (5年計) |
| | 市民活動プラザ登録団体数 | 387団体 (H26) | 460団体 (H32) |
| 施策3 協働事業の 促進 | 新規協働事業数 | 20件 (H26) | 130件 (5年計) |
| | 市民活動プラザでの相談件数 | 117件 (H26) | 620件 (5年計) |
| 施策4 市民活動への 支援 | 校区市民館の地域コミュニティによる利用率 | 16% (H26) | 18% (H32) |
| | 市民活動スタート支援(つつし)補助金交付件数 | 5件 (H26) | 35件 (5年計) |

第2次豊橋市市民協働推進計画 概要版

平成28年3月発行

発行 豊橋市 文化市民部 市民協働推進課
〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
TEL: 0532-51-2483 FAX: 0532-56-5128
MAIL: shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp

